

生徒心得

すべての生徒は日常の言動において高等学校生徒としての本分を失わないように注意し、次の事項を守り健全な校風の発揚に努めなければならない。

第1章 礼儀に関すること

1. 他者に対しては親しみを持って接し、言葉づかいや態度に気をつけること。
2. 交友は親密の情を失わないようにし、言葉づかいは粗野にならないように注意すること。
3. 来賓には敬意を表し、軽く会釈すること。
4. 室内では、帽子や防寒着を脱ぐこと。

第2章 校内生活に関すること

1. 始業時から放課後まで無断で校外へ出ないこと。もし外出の必要がある場合は、外出許可証をホームルーム担任より受け取り、外出すること。
2. 授業の妨げになるような騒音は慎むこと。
3. 放課後定められた時刻までには下校すること。もしそれ以上残留の必要がある場合は、ホームルーム担任または部顧問の指導に従うこと。
4. 欠席・遅刻・早退などをしないように心掛けること。都合により欠席・遅刻・早退などをする場合は、各届をホームルーム担任に提出し、許可を得ること。
5. 理由なく自分のホームルーム以外の教室、職員室等に入出入りしないこと。
6. 休日または長期休業中に登校し、建物または器具を使用する場合は、事前に届け出て、許可を受けること。
7. 校内において無断で火気を使用しないこと。
8. 学校および生徒会のすべての行事には積極的に参加・協力すること。
9. 校内の建物および器具を大切に扱うこと。破損した場合は、直ちにホームルーム担任に連絡するとともに、破損届を生徒指導課に提出すること。
10. 校内外は自らの手で常に清掃・整理し、美化に努めること。

第3章 校外生活に関すること

1. 登下校の際は、交通ルールを守り、事故防止に努めること。
2. 不健全な場所に立ち入らないこと。
3. 校外活動について
 - (1) 校外での活動については、事故や他人の迷惑にならないよう行動すること。
 - (2) 学生旅客運賃割引証が必要な時は、直ちに発行することが困難な時があるため、

旅行時の3日前までに、ホームルーム担任を経て、事務室に申し出ること。

(3) 学生旅客運賃割引証の提出は、午前中に限り受け付ける。

4. アルバイトの許可について

(1) 原則として禁止する。

(2) 目的が適正であり、下記の許可条件を満たしているもののみ許可する。

[許可条件]

- ① 家庭事情等、特別な場合に限る。
- ② 保護者等がアルバイトをすることに同意していること。
- ③ 学業の妨げにならない仕事内容であり、成績不良（欠点保持等）のないこと。
- ④ 仕事の内容が高校生として適格であること。
 - ・定期考査前は控えることが出来る職種等であること。
 - ・アルバイト先の環境は、風俗営業に指定されていないこと。
 - ・危険を伴う業務でないこと。
 - ・事故に対する対応や保障があること。
 - ・バイクや自動車を使用する仕事でないこと。
- ⑤ 就業時間は基本的に3時間程度とする。（住み込みは不可）

(3) 手続きおよび必要書類

- ① アルバイトをする必要のある場合は、事前に保護者等の同意を得た上で、ホームルーム担任とよく相談し、アルバイト許可願を学校長へ提出して許可を受けること。
- ② 手続きは、アルバイトを行う前までに済ませておくこと。やむを得ず手続きが遅れた場合も、速やかに学校長の許可を受けること。

5. 特に成人年齢をむかえる18歳に関しては、消費者トラブルに巻き込まれないよう注意すること。

第4章 掲示・集会・集金・出版物の配布・放送に関すること

1. 掲示・集会・出版・放送をする場合は、生徒指導課の許可を受けること。
2. 金銭および物品を徴収する場合、責任者は金額・用途について生徒指導課に届け出て許可を受けること。
3. 学校および生徒会からの掲示または通達によく注意し、許可なく掲示物を取り除いたり、掲示を消したりしないこと。

第5章 服装・所持品に関すること

1. 服装は本校生徒として品位と清潔を保つものとし、華美なものは避け、生徒指導課が示す基準を遵守すること。

2. 所持品には必ず記名し、各自の責任で保管すること。
3. 校内において物品を拾得または紛失した場合は、速やかにホームルーム担任または生徒指導課に届け出ること。
4. 生徒証明書は常に所持し、いつでも提示できるようにすること。
5. 学習および部活動に必要なもの以外は所持しないこと。

第6章 交友に関すること

1. 交友は常に正しい判断と責任ある行動をとり、互いに人格の向上に努めること。
2. SNS等を利用した交流に関しては、細心の注意を払うこと。

第7章 考査に関すること

1. 定期考査は、実施科目をすべて受験しなければならない。
2. 考査中、不正行為は絶対にしてはならない。
3. 考査中、物品の貸借をしてはならない。また筆記用具以外の持ち物はすべて所定の場所に置くこと。特に携帯電話（スマートフォン）、スマートウォッチ（通信機能のあるもの）に関しては、電源を切り、鞆の中に入れておくこと。
4. 考査中、質問等のある時は挙手し、監督の先生の指示を待つこと。
5. 考査中、答案が早く出来ても室外には出ないこと。
6. 考査1週間前および考査期間中は、職員室等への出入りは原則として禁止する。

第8章 衛生・保健に関すること

1. 休み時間や清掃時にはなるべく窓を開放し、換気・通風をよくすること。
2. 常に身体を清潔にし、適度の運動を行い、健康に留意すること。
3. 家族または身近に感染症が発生した場合は直ちに学校に届け出ること。
4. 感染症の感染予防対策については、学校での対応を遵守し、適切な学校生活を送ること。

第9章 出欠席に関すること

1. 生徒は欠席・欠課する場合、欠席・欠課届に、事前または事後直ちに理由を記し、保護者等の承諾を得て、ホームルーム担任に届け出ること。疾病その他の理由により引続き7日以上欠席する場合は、それぞれの医師の診断書または保護者等の理由書を提出すること。
2. 忌引は次の通りとする。

父	母	5日	
祖	父	母	3日

兄弟姉妹・曾祖父母	2日
伯叔父母	1日

わかりにくい場合は問い合わせること。

3. 次の場合は校務欠席・欠課許可願を提出すること。許可された場合は、出席として取り扱う。

- (1) 校務による欠席・欠課
- (2) 生徒会の公用による欠席・欠課
- (3) 進学・就職のための受験による欠席・欠課

付 則

令和5年4月1日一部改定

非常変災その他緊迫事態における非常措置

滋賀県立伊香高等学校

1 「大雨、暴風を含む特別警報」・「暴風を含む警報」の発令時における措置

- ① 午前6時に県内いずれかの地域において「大雨、暴風を含む特別警報」、
「暴風を含む警報」が発令中の場合は、自宅待機とし、警報が解除されしだい登校すること。
- ② 午前10時に、なお県内いずれかの地域において「大雨、暴風を含む特別警報」、
「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業（自宅学習）とする。
- ③ その他の警報（大雨警報等）の場合は、学校から特別に指示がない限り、授業を行うので登校して学校からの指示に従うこと。
- ④ 「大雨、暴風を含む特別警報」、
「暴風を含む警報」に関わらず、JRが運休している場合は、安全かつ支障のない方法で登校すること。
- ⑤ 部活動や補習についても上記のとおりとする。

2 「大雨、暴風以外の特別警報」（「暴風雪」、「大雪」等）の発令時における措置

- ① 午前6時に滋賀県湖北地域において「大雨、暴風以外の特別警報」が発令中の場合は、自宅待機とし、警報が解除されしだい登校すること。
- ② 午前10時に、なお滋賀県湖北地域において「大雨、暴風以外の特別警報」が発令中の場合は、臨時休業（自宅学習）とする。
- ③ 上記1の③～⑤に同じ。